

4 特別に配慮を要する児童生徒について

(1) 合理的配慮を踏まえたアレルギー疾患を有する児童生徒への対応

児童生徒の個性や特性を理解し、実態に応じた個別の保健指導等を実施する必要がある。

① 保健指導・・・3つの視点

自尊心を尊重した保健指導	できたことをほめる
	共感的にかかわり、周囲にも理解を促す
つまずきに応じた保健指導	内容をスモールステップ化する
	基礎・基本を繰り返し指導する
特性に応じた保健指導	視覚的情報の活用をする
	指示や説明は具体的に示す

② 視覚支援

- ・絵カードを用いて指導する。
- ・校内、教室内の表示に使用する。
- ・絵カードを利用して会話の補助とする。
- ・実物、写真、空き箱等を利用して指導する。

③ 健康観察における注意点（ストレスの有無等）

- ・天候の変化の影響を考える。
- ・急な日程変更の有無に注意する。
- ・アトピー性皮膚炎等の様子を見る。
- ・表情の変化を見る。
- ・こだわりの強弱の状態を見る。
- ・急に感情のスイッチが入りパニックを起こす可能性がないかを見る。
- ・連絡帳から家庭での様子を調べておく。

④ 学校と保護者との連携

- ・学級担任と保護者が連絡帳等を利用して情報を共有する。
- ・学級担任が連絡帳等の内容については、養護教諭と栄養教諭へ報告し連携を図る。

⑤ 児童生徒の発達段階に応じた対応

- ・行動の変容が見られ改善してきたことの確認を学級担任と関係職員が共通理解し、次へのステップとする。
- ・生活のしづらさに対して心理的サポート（カウンセリングの実施）を継続していく。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行予定）

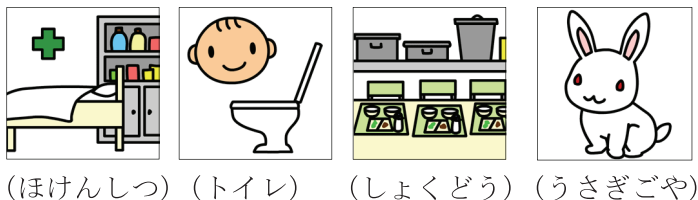
「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担をかさないものと定義されている。

「合理的配慮」は一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。

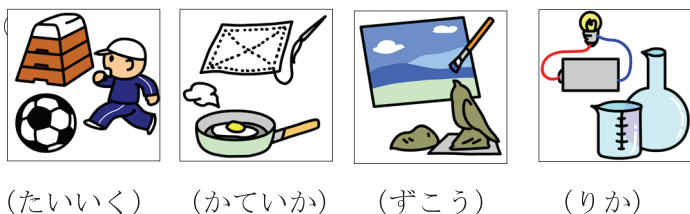
(2) 視覚シンボル（絵カード）活用例

【留意点】 ・視覚シンボル（絵カード）を使用してコミュニケーションを図る。
 ・カードを提示し選ばせる。（個に応じて選択肢の数を決定する）
 ・子どもの訴えをもとにして、総合的な判断をする。

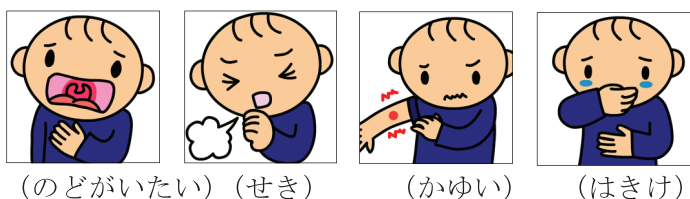
① 校内施設表示



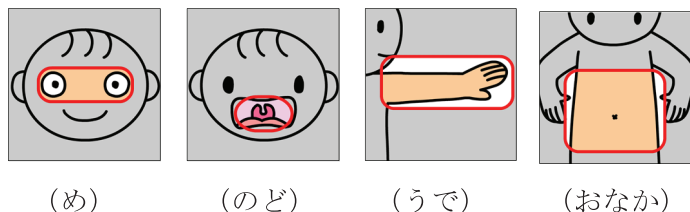
② 教科



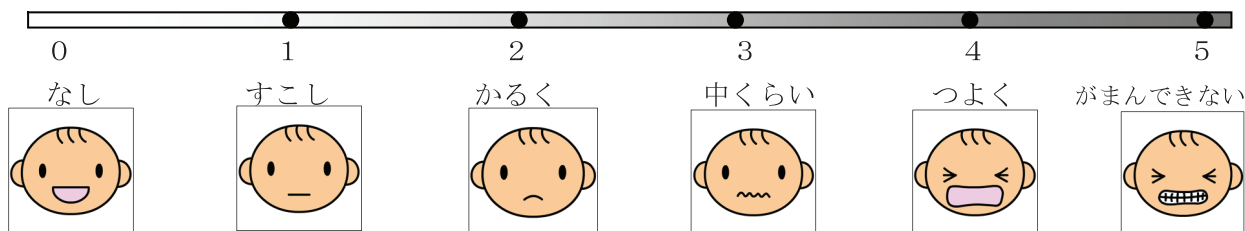
③ からだのぐあいのカード



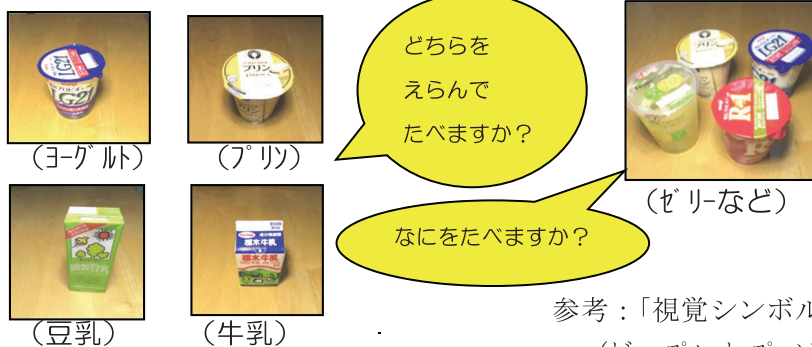
④ 体の部位



⑤ 痛みのスケール (いたい)



(3) 写真等の活用例 (食物アレルギーの指導)



【留意点】
 ・実物、写真、空き箱を使用し名前などを覚えさせる。
 ・児童生徒の成長に合わせ、自分で選択できるように指導する。

⑥ 手順カードの例 (アトピー性皮膚炎)

児童生徒のプール時の手当の流れ



参考：「視覚シンボルで楽々コミュニケーション」
 (ドロップレット・プロジェクト編 エンパワメント研究所 2011年)

(4) 家庭との連携

連絡帳を使用した場合（例示）

記入例

〈家庭での様子〉					
10月	10日	月曜日	下校時	スクールバス 学童（ ）	迎え
睡眠（9時～7時）			排便 （有・無）	朝食（食べた・少し・食べない）	体調（良好・不調）
体温（36.7度）					
昨日の夕方、背中や腕やお腹にアトピー性皮膚炎の症状がでました。					
処方されている軟膏をぬり、くすりも一錠飲ませました。					
何とか痒みもおさまり、眠ることができました。学校での観察よろしくお願いします。					
〈今日の学習〉					
教科（ ）				提出物	（ ）
教科（ ）					（ ）
教科（ ）					（ ）
給食・歯みがき				配布物	
ゆとり・清掃				プリント（ ）部	（ ）
帰りの会					（ ）
〈学校での様子〉					
排尿 （4回）	排便 （有・無）		給食（全部食べた・ほとんど・半分・少し） （ ）		
学校では痒がる様子もなく症状は落ち着いていました。					
徒歩学習もみんなと仲良く出来ました。					

保護者と担任が連絡帳を使用して、毎日の児童生徒についての情報を共有し指導等に役立てる。